

## 令和6年11月 川棚町議会臨時会会議録

令和6年11月5日 月曜日（午前10時開会）

## 出席議員（14人）

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	諸 隈 啓 一 郎

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企画観光課長	佐々木 健太郎
税財政課長	太 川 一 輝
健康推進課長	畑 中 浩 輔
長寿支援課長	荒 木 俊 行
会計課長	田 崎 あ け み
住民福祉課長	田 崎 真 子
農林水産課長	
兼農業委員会事務局長	森 文 博
建設課長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水道課長	山 口 公 一
教育次長	小 中 尾 寿 隆
総務防災係長	井 原 和

## 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第57号 工事請負契約の締結（町道上組西部線歩道設置工事（堺橋  
2期下部工及び附帯工））

(10:00)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和6年11月川棚町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、堀池浩議員及び田口一信議員を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

議 長 次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配付をしております会期日程案のとおり、本日1日限りと決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

(10:01)

議 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配付のとおりであります。

### 日程第3 報告第1号

議 長 次に、日程第3、議案第57号「工事請負契約の締結（町道上

組西部線歩道設置工事（堺橋２期下部工及び附帯工）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町長** 皆さま、おはようございます。本日ここに令和６年１１月川棚町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

本日の臨時会は、地方自治法第１０２条第３項の規定により招集したところであります。本日の臨時議会での行政からの提出議案ですが、工事請負契約の締結１件でございます。

それでは、議案第５７号「工事請負契約の締結（町道上組西部線歩道設置工事（堺橋２期下部工及び附帯工）」について、提案理由をご説明いたします。

現在、事業を進めております町道上組線の道路改良事業におきまして「町道上組西部線歩道設置工事（堺橋２期下部工及び附帯工）」の指名競争入札について、１２者へ指名し、１０月２２日に実施したところ、９者が入札に応札した結果、長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷８４９－１、株式会社上山建設、代表取締役、上山誠が、９，７１９万３，８００円で落札決定いたしましたので、１０月２８日に仮契約を締結いたしました。この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条に該当しますので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお工事の概要につきましては、建設課長から説明しますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** 建設課長。

**建設課長** それでは、私のほうから工事の概要について説明をいたします。議案の次のページの参考資料をお開きください。

工期です。契約日の翌日から令和７年９月２６日までとしております。

工事場所です。川棚町上組郷地内にあります。なお、竣工が令和７年９月までであるため、２か年にまたがる債務負担による契約となっております。

工事の概要であります。参考資料のほうには記載しておりませんが、本工事は交通安全対策補助・通学路緊急対策補助の活用した事業となっております。

ます。本事業を活用して現在、町道上組西部線歩道設置工事を進めており、その整備路線上にあります堺橋の架け替えを行うための工事であります。また、堺橋の架け替え工事は全面通行止めにはならないように、2期工事に分けて進めており、下流側の1期工事は令和4年度から着手し、今年度夏に完了したことから、このたび、上流側の2期工事であります本工事を発注して、現堺橋の解体工事を行いながら、新たな堺橋を架けることとなります。

それでは堺橋の概要から説明をいたします。

現況です。

橋長、 $L = 6.45$ メートル。幅員（有効幅員）、 $W = 5.81$ メートル。

構造、桁橋（箱型）。使用材料：RC橋。

架け替え後。

橋長、 $L = 21.6$ メートル。幅員（有効幅員）、 $W = 10.75$ メートル。

構造、（上部）、プレテンション方式PC単純中空床版橋。

（下部）、逆T式橋台。

（基礎）、場所打ち杭1,000ファイ、 $L = 8$ メートルから7.5メートル、 $N = 12$ 本。

堺橋の架け替え予定工期。

（本工事）、第2期の下部工を令和6年11月から令和7年9月まで。

（予定）、第2期の上部工を令和7年10月から令和8年7月まで。

□ 本工事の概要。

1. 作業土工。

床掘、 $V = 440$ 立米。理戻、 $V = 330$ 立米。

2. 基礎工。

A1橋台（右岸側）場所打ち杭、1,000ファイ、 $L = 8$ メートル、 $N = 2$ 本。

A2橋台（左岸側）場所打ち杭、1,000ファイ、 $L = 7.5$ メートル、 $N = 2$ 本。

3. 橋台躯体工。

A1橋台（右岸側）、 $V = 62$ 立米。

A 2 橋台（左岸側）、 $V = 57$  立米。

4. 掘削工。

掘削、 $V = 520$  立米。

床掘、 $V = 70$  立米。

理戻、 $V = 275$  立米。

5. 側溝工。

U型側溝、 $L = 4$  メートル。

6. 場所打ち擁壁工。

U型擁壁、 $V = 45$  立米。

重力式擁壁、 $V = 23$  立米。

7. コンクリートブロック積工。

ブロック積、 $A = 67$  平米。

胴込・裏込材、 $V = 34$  立米。

8. 石積工。

石積（練石）、 $A = 24$  平米。

9. 落差工。

落差工、 $V = 10$  立米。

10. 基礎工。

河床コンクリート、 $V = 15$  立米。

11. 構造物取壊し工。

構造物取壊し、 $V = 12$  立米。

旧橋撤去、 $L = 6.45$  メートル。

殻運搬処理、 $N = 1$  式。

12. 土留・仮締切工。

場所打ち杭（H形鋼）、 $N = 37$  本。

13. 大型土のう工。

製作・撤去、 $N = 12$  袋。

14. 運搬費。

重建設機械分解組立輸送、 $N = 1$  式。

仮設土留材運搬費、 $N = 1$  式。

続きまして、次のページのA 3版、3つ折りの図面をお開きください。

この図面は、工事箇所の計画平面図・側面図・施工計画図を記載しております。図面左上は計画平面図となっております。赤で着色している箇所が今回の工事範囲となります。青で着色している箇所は、境川を示しております。灰色で着色している箇所は、1期工事の範囲でありすでに完了しております。左下は、側面図となります。

橋長は21.6メートルであり、橋梁を支えるための橋台を今回工事するものであります。橋台は、基礎杭を両側それぞれ2本ずつ、計4本施工いたします。右上の図面は、施工計画図となります。

緑の線でハンチが架かっている箇所は、1期工事で施工した下流側の新たな堺橋とそこにつながる拡幅された道路部分であり、工事期間中一般車両は、ここを片側通行とすることで、全面通行止めにはならないように工事を進めていくこととしております。

この施工計画図には、各工事車両を配置した絵となっておりますが、工事期間中は、橋台の基礎となります杭工事や土留め工事等、大型重機が必要となります工事であります。

また、杭工事については、施工箇所のわきに民家があるため、建物に影響を与えないように特殊な杭工事の重機を使用して工事を行うこととします。その工事の内容が図面下、真ん中に記載しております施工計画図でありオールケーシング掘削機を利用した内容であります。

最後に、現況の写真を添付しております。写真左側には新たに架かった堺橋があり、この右側が、今回工事を行う2期工事範囲となります。写真では少し分かりづらいかもしれませんが、現在、ここに堺橋が架かっており、この橋を解体しながら新たな堺橋を架けていくこととなります。ここまでが工事概要及び図面の説明となります。最終ページをご覧ください。

入札結果一覧表であります。指名業者数は12者でありましたが、3者が入札を辞退されたため、9者による入札結果となっております。

以上説明とさせていただきます。

**議 長** これから、質疑を行います。田口議員。

**10番田口** ただいま説明をいただいた最後の入札結果の表を見ますと、落札者は8、800万ですが、多くの業者の方が1億円を超える金額を入札されているわけで、最近物価の値上がりなどが、大きいのですよね、こういっ

た大きな金額を入札されたのではないかと、そういう最近の傾向じゃないかとは思いますが。この8,800万っていうのは、もちろん最低制限価格を超えていますから有効ではありますが、この本当にこの金額でできるのでしょうかという、本当にまあ感じだけの話ですけども、大丈夫ですかということをお聞きします。それから関連してですが、最低制限価格を県などは92パーセントにされたというようなことも聞きますので、今回これは90パーセントちょっきりのようですが、最低制限価格を92パーセントとかに上げるという考えはないのでしょうかということをお聞きします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建設課長** ただいま田口議員のほうから質問がありました、この工事入札の結果、契約することとなっておりますが、できるかどうかという部分のまずご質問なんですけども。契約していただいて、あ、すみません。今仮契約状態で、議決後本契約になったあと、当然工事ができるという見込みがあつての今回の入札の結果になっていると考えております。今後工事業者決まらして契約を打ち合わせ等は進めていきますが、この金額で工事を進めていくという内容で私どもは進めて、工事のほうは進めさせてもらおうと考えているところがございます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。税財務課長。

**税財政課長** 最低制限価格のことにつきましては、入札担当としまして税財政課のほうでお答えいたしますが、現在、県内他市町の状況等確認しております、92パーセントという要望については前回委員会のほうからも出されておりましたと思いますので、内容については今検討しているというところがあります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。毛利議員。

**7番毛利** まずですね、入札についてですが、この入札に町内の企業がゼロということなんですけども、なぜですかっていうこととですね。工事の内容を見ても、多分この入札に参加区分っていうカテゴリーの話ですけども、一般土木工事ではないのかと思います。内容も構造物と通常のこの工事でもありますし、土木工事の建設業許可を持っている会社ならまだどこでも参加はできるはずだと思います。今回のこの12社さんですかね。メンバーも特にこの際立った専門的な技術を持った専門業者というわけでもないとも思い

ます。どのような理由で、入札業者を選ばれたのか、また実績がうんぬんとかそういった話があったのかどうかお尋ねします。

**議 長** 税財務課長。

**税 財 政 課 長** ご質問にお答えいたします。川棚町財務規則第80条第2項及び川棚町指名競争入札業者選定審査委員会規定の第2条第1号において、1件の工事金額が1,500万円以上の工事の入札参加者の指名については、川棚町指名競争入札業者選定審査委員会において、審査を行うこととされておりまして。

**3 番 山 口** もう少しゆっくり言ってもらえないですか。

**税 財 政 課 長** 失礼しました。川棚町財務規則第80条第2項及び川棚町指名競争入札業者選定審査委員会規程の第2条第1号において、1件の工事金額が1,500万円以上の工事の入札参加者の指名については、川棚町指名競争入札業者選定審査委員会において審査を行うこととされております。

議案に記載されている工事についても10月1日に開催された同委員会において、指名業者の選定を行ったところであります。川棚町指名競争入札業者選定審査委員会規程の第7条によりまして、委員会の会議は公開しないというふうに定めておりますので、今回の工事に関する委員会の協議の内容をですね、詳細にご説明するということにつきましては、差し控えさせていただきたいと思っておりますが、委員会における業者選定のまあ一般的な流れとしてですね、いや考え方こちらについてご説明をいたします。

先ほど、委員会の開催にあたりましては、税財政課が庶務を担当しておりますので、指名願を出されている事業者の中から川棚町建設工事に関する指名業者の選定基準、こちらに基づいて指名業者を選定しております。指名業者の候補となる業者を抽出しております。その抽出資料に基づきまして審査資料を作成し、その資料をもとに審査を行っていただいているというところでありまして。

これまで、すみません、指名の候補業者の選定基準につきましては、川棚町建設工事に関する指名業者の選定基準におきまして、経営状況、工事成績、技術的特性などについて規程をされております。これまで技術的特性につきましては、基本的に同種工事の実績を有する事業者を候補としておりますが、委員長の提案によりまして、町内事業者の育成という観点から、同種

工事の実績にこだわらず、必要な資格を有する事業者、異なる工事で相当の実績を有する者、こういった町内の事業者についても積極的に審査の対象としようという考えを持っておりまして、審査を候補者に加えて審査を行っております。したがって今までの今回の工事につきましても、町内業者を含む候補事業者を選定し、審査を行い、結果的に今回の指名業者を決定したものであるということです。以上です。

**議 長** 毛利議員。

**7 番 毛 利** その説明はあれですか、一回土俵には乗ったけどそり落とされたという話でしょうかね。ちょっと納得がいかないと思いますけど、予算・決算の委員会の際には、必ずと言っていいほど第2分科会のほうからですね、各種公共事業については、地元企業を最大限活用されたいと意見が付されてます。先日の9月の定例会の折でも、総務委員会から閉会中の調査報告の中で、大型案件など地元企業が参加できるようJV方式の検討や、地元貢献等の評価を含めた入札制度をはかられたいという意見も付されております。で結果がこれってというのは、どのようにその感じておられたのか、考えられたのか、その辺もうちょっと深く教えていただけませんかでしょうか。

**議 長** 税財政課長。

**税 財 政 課 長** 先ほど申しましたように、今回の委員会につきましては、10月1日に開催したものであります。委員会の意見としてはですね、その翌日2日に指名されたものであるというふうに考えておりますが、基本的には町内事業者で、十分対応できる工事につきましては、これまでも町内事業者を指名業者として選定し、その考え方については変わっておるものではございません。JV等につきましては、今回については10月1日に指名業者の選定委員会開催したというところもありまして、この時点においてはこの工事について、JVでの実施ということはですね、日程的にも困難というところでありましたので、今のところ、すみません、この工事に関しては、JVについては検討していなかったところがございます。JVを積極的に活用して町内業者にJV事業者としてですね入札に参加していただく機会を設けるということになりますと、他市町の例でいきますと、条件付き一般競争入札こちらのほうの実施ということになるかと思いますが、これになりますと、今まで町の発注工事等ですね、実績にかかわらずいろんな業者さんも参加しやすくなるというところ

と、町のほうで各事業者さんがですね、町内業者さんも含めて、多種多様な事業者さんが参加しやすくなるという環境にはなるとは思いますけれども、かなり審査、事前審査ですね、それと入札を開始するまでの時間的な制約等も出てきますし、他市町、すみません、他県の例でいきますと、条件付き一般競争入札で付された条件、こちらをもとに訴訟が使われているというような事例もありますので、まあそこについてはどのような条件付すかというところについてもかなり検討をですね、細かくしないといけないというところもございますが、町内業者が実績にかかわることなくいろいろな入札に参加できるような機会をとということでもありますので、まあその点も含めてですね、いろいろと方法については模索したいというふうに考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 毛利議員。

**7 番 毛 利** 先ほどの、1日とか、2日とか、1日ずれてるからどうのこうのっていう話は私はしてませんけども。そもそもですねこの町がそういった考え方があるかどうかなんですよね。地元育てようとかそういった思いがあるかどうかだと思います。なので、今回は、指名入札で行われてますけども、先ほどおっしゃられたJVとか、その条件付きの一般競争入札、これはやっぱり考えるべきだったろうし今後もこういった案件が出てくれば、同じようなことになりますので検討いただきたいと思ってます。その辺いかがでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 税財政課長。

**税 財 政 課 長** はい。町内業者さんがですね、行政、すみません、町の判断によらず、参加されたい入札工事についてはできるだけ参加できるような方法ということであればですね、先ほども申しましたように、条件付き一般競争入札、こちらが県内でも大きいところはされておりますので。そこのやり方、あるいはその問題点等をですね、ちょっと調査をしまして、特に大型案件につきましては、そういうものもですね、検討をしてみたいというふうに思っております。なお先ほど申しましたように、詳細な審査内容についてお話することはちょっと差し控えさせていただきますが、例えば、同月にですね町道城山岩立線災害復旧工事こちらの審査もしております。こちらにつきましては、実績だけでいきますと、町内業者さん引っかからなかったんですけども、同じ工事名でのですね、実績では引っかからなかったんですが、抽出方法をちょっとい

ろいろ検討しまして、十分、同じ名目の工事でなくても実績があったところにつきましては町内業者さんも審査の対象に入れまして、こちらについては指名をさせていただいております。このような考えでいっておりますので、金額の大きさとかだけによりまして、単純に町内業者さんをですね、排除するという考えは毛頭ございませんので、まあそのような考え方で審査もしておるということで、ご理解いただければというふうに思います。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

**5 番 炭 谷** 5番炭谷です。前期工事は完工したっていうようなことで、後期の工事になろうかと思いますが、この図面を見る限りじゃあ歩道が付設される側になっておるようでありまして、そういったところで作業をっていいますか、建設関係が前期に比べ大きくなるというような判断がありまして、その前期の、工期完納の金額とすれば、年限も4年ほど過ぎておりますし、金額は高くなるというふうに思うとですけども、前期のうまく工事が完了している部分と対比した場合の予算の、失礼、この入札金額の対比はどのような程度になっているのでしょうか。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** ただいま炭谷議員のほうから質問がありました、前期1期工事と2期工事、その金額の対比という内容であったようでありまして、1期工事のほう先ほど説明したようにもうすでに工事は完了してございまして、すでに実績額としてもう把握しております。ちなみに前期のほうの実績としましては、約2億の工事費用を必要としてございました。今回議案として提出してございました部分の内容であります、2期工事の下部工という工事内容となっておりますが、当然1期工事でも下部工を行っております。その分の金額からすると1期工事の下部工が約1億5,500万ほどか掛かっておる中で、今回の契約額からするとずいぶん金額が減っているという内容、約5,000万ほど減っているという内容になります。1期と2期を比較するっていう部分で言えば、上部工についてはさほど差が出てこないと考えておりますが、1期工事のほうでは大きなその今の川棚川沿いのほうにはみ出したかたちで橋梁ができてございまして、そこに仮設橋台というのが大きなものが出来上がっております。その部分の費用が嵩んでおったことで、1期工事は金額が大きくなってございましたが、2期工事はその仮設等が少なくなっており

ますので、費用的に抑えられていると、物価高騰関係もあるかもしれませんがどちらかというところ、1期・2期工事の内容で金額が出てくるものですから、一概に比較がしづらいというところでご理解していただければと思います。以上です。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 先ほど町道上組西部線歩道設置工事の分で、2種類でしたっけ、補助を活用してますということだったんですけども、大体どのくらいの割合なのか、または町負担の割合はどのくらいなのかというのを確認したいと思います。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 先ほど説明しました、私からの説明内容で、補助の内容を説明させております。2種類っていう内容が表現的に違うんですが、1つのなんというのか、道路局所管補助金の中にある交通安全対策補助という内容になります。その部分でいきますと、補助率なんですが、対象事業費に対しての57.75パーセントが交付金をいただける内容となります。残りの42.25パーセントに90パーセント掛けた部分が起債対象というふうになってきております。以上であります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議 長 先ほど私が税財政課長を税財務課長と間違ってお呼びしたことを訂正して、お詫びいたします。

議 長 これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。毛利議員。

7 番 毛 利 さきほども何回も申しましたけども、今回指名入札をされてますけども、指名はされないと入札すら参加できない制度です。でまたその入札方法などですね、配慮いただければ町内企業が参加できるようなチャンス、そのぐらいは与えてもらわないと地元の企業が成長できるわけがありません。先ほども申しました予算・決算の報告書、総務委員会の報告書、そう

いったものもですね議会の声も届かないような今回の入札制度が続くようであれば先行きも不透明です。地元企業の育成・活用もできないと思います。よって、この案件には賛成できません。反対いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めこれで。

**議** \_\_\_\_\_ **長** うん。

**1 3 番 小 谷** 反対討論していいですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 反対討論ですか。はい。どうぞ。

**1 3 番 小 谷** 反対討論をいたします。9月定例会において、総務厚生委員会より入札制度についての意見書を出しております。その中では地元企業の育成活用についての意見を出していると思いますが、今回の入札には町内の業者が1社も含まれておりません。よって議会からの意見が全く反映されていないという点から今回の議案には反対いたします。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。堀池議員。

**9 番 堀 池** 入札の流れ等々で今反対があったんですけども、さきほど説明のように、10月1日に委員会を行われたと。で議会の定例会は10月の2日、この最終日で総務厚生報告ということでやっておりますので、おそらくそこにはなかなか影響が出てこないかなと思います。で本件はもう入札のほうも終わり、また補助金も57.7パーセント以上活用してということで、町負担も少なくなっております。よって私はこの案件に対しては、賛成を述べます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに、討論はありませんか。よろしいですか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第57号「工事請負契約の締結（町道上組西部線歩道設置工事（堺橋2期下部工及び附帯工））」の採決を行います。この採決は起立

によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。起立多数です。したがって、議案第57号「工事請負契約の締結（町道上組西部線歩道設置工事（堺橋2期下部工及び附帯工）」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 34)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、お諮りをいたします。

本臨時会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。会議を閉じます。

令和6年11月川棚町議会臨時会を閉会いたします。ご起立願います。どうもお疲れ様でした。

(10 : 35)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長                              村          井          達          己          

会 議 録 署 名 議 員                              堀          池                          浩          

会 議 録 署 名 議 員                              田          口          一          信